

入札説明書

宮崎県が行う下記の業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年10月11日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 災害支援物資拠点施設整備に係る樹木伐採及び処分業務委託
- (2) 業務の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年2月16日まで

3 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、開札日当日時点において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「ひなたのチカラ林業経営者」に登録されている者又は県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく令和4・5年度の一般競争入札参加資格の認定を受けている者で、「造園工事業」の許可を受けている者であること。
- (3) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 児湯農林振興局管内に営業所を有していること。
- (5) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (6) 公告日から入札日までのいずれの日においても、ひなたのチカラ林業経営者登録・公表実施要領に基づく登録の停止を受けていない者又は要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平

成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てが成されていない者とみなす。

4 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部危機管理局危機管理課 南海トラフ・大規模災害対策担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

(電話) 0985-26-7949

(FAX) 0985-26-7304

(E-mail) kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp

5 入札質問書の提出及び回答

(1) 提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和5年10月13日(金) 午後5時15分まで

イ 提出場所 宮崎県総務部危機管理局危機管理課南海トラフ・大規模災害対策担当

(電子メールアドレス: kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp)

ウ 提出方法 直接提出のほか、郵送及び電子メールによる提出を可とする。

(2) 提出する書類

入札質問書(別記様式3)

(3) 入札質問書に対する回答

回答は質問者に対し電子メールで行う。

6 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限 令和5年10月17日(火) 午後5時必着

(2) 提出場所 宮崎県総務部危機管理局危機管理課 南海トラフ・大規模災害対策担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

(3) 提出方法 入札書(別記様式1)を持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出すること。

なお、入札書に記載する日付は、提出日又は発送日とすること。

ア 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「10月18日開封<<災害支援物資拠点施設整備に係る樹木伐採及び処分業務>>の入札書在中」と朱書きし、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。

イ 入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。

ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

ウ 代理人が入札を行う場合は、委任状(別記様式2)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示方法

及び当該代理人の氏名を記載して押印しなければならない。その場合、代理人の印鑑は、入札書及び委任状とも同じものとする。

7 開札の日時及び場所

- (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎 4階 防43会議室
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和5年10月18日(水) 午前10時
- (3) 開札の立会い

開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。再度の入札の回数は1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。
 - ア 初度入札に参加しなかった者
 - イ 初度入札に参加したが、入札をしなかった者
 - ウ 連合その他不正な行為があった入札をした者

- (4) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 再度の入札書には、再入札書と記載すること。
- (6) 開札時に入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合には別に定める日時に再度の入札を行う。
- (7) 再度の入札に付しても落札者がいないときは、最低入札価格と予定価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結する。

11 契約書等

- (1) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約保証金については、宮崎県財務規則第101条の規定による。
- (3) 契約の条項は別添業務委託契約書（案）のとおりとする。

12 その他

入札参加者又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。